

平成25年6月吉日

企業年金の受給権を守る連絡会 御中
(FAX 03-3902-2189)

自由民主党 政務調査会

アンケートに対する回答送付

標記の件に関し、下記の通りアンケートに対する回答をお送りいたします。

記

Q1：(「厚生年金保険法等の一部改正」案について)

A1：

基金が解散した場合、公的年金である代行給付は保証されます。また、上乗せ給付については、残余財産の範囲内で分配されることになって居りますが、上乗せ資産のある基金が当該資産を他の企業年金に移換し、上乗せ給付を続けることもできます。今回の改正では、上乗せ資産のある基金が他の企業年金制度等へ移行できるよう、厚生年金基金解散後に事業所単位で既存の確定給付企業年金等に残余財産を移換できる特別措置等を講じています。

Q2：(企業年金の受給権について)

A2：

財産権については、公共の福祉の観点から合理的と考えられる場合には、一定の制限ができることは、最高裁の判例でも認められているところあり、これまで代行割れで解散して基金においても、解散認可日以降、上乗せ給付は行われなくなっています。

なお、上乗せ資産を保有している基金が他の企業年金に移行できるよう、

- ① 基金解散後に、事業所単位で既存の確定給付企業年金や中小企業退職金共済に残余財産を移換できる特例を講じているほか、今後、政省令において、
- ② より簡易な手続等で設立できる確定企業年金の導入、
- ③ 確定拠出年金に移行する場合の規制緩和などを行う予定です。

Q3-1：(企業年金の減額要件緩和について(1))

A3-1：

給付減額については、以前より、「①母体企業の経営悪化」、「②掛金の負担困難」のいずれかを満たすことを要件としており、②に該当する場合には①を問わないこととしています。今回の省令改正はこれを明確化したものであり、給付減額の基準を緩和したものではありません。

Q 3 - 2 : (企業年金の減額要件緩和について (2))

A 3 - 2 :

受給者の減額については、3分の2以上の同意を得ることの他、受給者のうち希望する者に対し、減額相当分の最低積立基準額を一時金として支給する等の減額前の最低積立基準額を確保する措置を講ずることと承知しています。

Q 4 - 1 : (企業年金の持続可能性を高めるための施策について (1))

A 4 - 1 :

厚生年金基金の上乗せ資産を他の企業年金に移行して上乗せ給付を続けやすくするよう、他の企業年金の規制緩和を行うためのものと聞いています。なお、今回の改正では、集団運用型の確定拠出年金の導入は行わないと聞いています。

Q 4 - 2 : (企業年金の持続可能性を高めるための施策について (2))

A 4 - 2 :

省令改正については、厚生労働省においてパブリックコメントを行うと聞いており、こうした適切な手続きを経た改正であると考えています。

Q 5 : (支払保障制度の法制化について)

A 5 :

確定給付企業年金において支払保障制度を導入する必要性、企業年金の性格、受給権との関連、モラルハザードの回避方策など整理すべき課題が見られることから、引き続き検討すべきものと考えられます。

以上